

中小企業・小規模事業者の皆様へ

「働き方改革関連法」が施行されています！対応はお済みですか？

令和6年度 厚生労働省 群馬労働局 委託事業（受託団体 株式会社タスクールPlus）

群馬働き方改革推進支援センター

事業主の皆様を **無料で支援**いたします。

悩める経営者のチカラになります！



以下のお悩みや課題は
迷わずご相談ください。

- 運輸・建設業の2024年問題！
どうしたら良いの？
- 同一労働同一賃金！
よくわからない
- 業務効率化から始めたい
- 生産性向上で賃金アップ
- 時間外労働の上限規制
- 活用可能な助成金
- 人材不足対応（育成含む）

※これらは相談事例の一部です。他の相談もOK。

ワン・ストップ 無料相談

無料

個別企業訪問

希望日に専門家が貴社を訪問し
課題解決に向けた支援を行います。

無料

セミナー・講師

気軽に参加いただけるWEB
セミナーを多数用意しております。

無料

常駐相談

当センター内で電話相談や
来所者相談を行っています。



中小企業・小規模事業者のための無料相談窓口

群馬働き方改革推進支援センター

〒371-0843 群馬県前橋市新前橋 26-9 八兵衛ビル 3階

電話

0120-486-450

ファックス

027-212-4718

E-mail

gunma@task-work.com

ホームページ

働き方改革推進支援センター

*当センターには専用駐車場もございます。来所の際、ご案内致します。

*実施期間：令和6年4月8日～令和7年3月31日

受付日時：月～金曜日（祝日等を除く）午前9時～午後6時

裏面は無料出張相談申込票になっております。FAX または E-mail でもお申込みいただけます。

働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業の 事業主を専門家が無料でご支援します！



社会保険労務士などが訪問

ご希望の日時に対応

相談をご希望の方はお電話ください。

 **0120-486-450**

QRコードで申し込みの方

右記のQRをスマホで読み取り
フォームを入力してください。



相談申込書 (以下を記入の上 FAXでお送りください)

 **027-212-4718**

申込日： 年 月 日

E-Mailの方は、gunma@task-work.com へ下記内容をお送りください。

事務所名・所属			
ご担当者名			
ご連絡先	住所	〒 -	
	電話	() -	
	Email	@	
相談内容 (最大2つまで <input checked="" type="checkbox"/> チェックして下さい)	<input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 (非正規社員の待遇改善) <input type="checkbox"/> 助成金全般 <input type="checkbox"/> 長時間労働の是正 (上限規制の対応含む) <input type="checkbox"/> 仕事と育児や介護の両立支援 <input type="checkbox"/> 生産性向上による賃金引き上げ <input type="checkbox"/> 職場風土 (ハラスメント防止等) <input type="checkbox"/> 有給休暇の取得義務化への対応 <input type="checkbox"/> テレワーク <input type="checkbox"/> 人材不足対応 (育成含む) <input type="checkbox"/> 36協定・就業規則の見直し等 <input type="checkbox"/> その他()		
	自由記述		
お答えの方法	<input type="checkbox"/> 専門家による訪問 <input type="checkbox"/> センターへの来所 <input type="checkbox"/> オンライン相談 <input type="checkbox"/> 電話・メール・FAXでの回答		

※お申込みいただいた後、専門家の選定・日程調整を行います。希望される専門家(HP参照)、ご希望日がございましたら、相談内容欄にご記入ください。

※本紙に記載されました個人情報については、他目的での使用はいたしません。

パートタイム・有期雇用労働法で 正社員と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差は禁止されています

短時間労働者や有期雇用労働者から、正社員との待遇差の内容や理由などを問われた場合、事業主は説明しなければなりません。



正社員と同じ仕事をしているのに…
なぜ、正社員と同じ手当がもらえないの？

その待遇の違い、説明できますか？

- 「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として認められません。
- 待遇ごとの性質・目的に照らして、①職務内容、②転勤・異動範囲、③その他の事情から、具体的に理由を説明できることが必要です。

何をどう見直せばいいの？



基本給

賞与
(ボーナス)

各種手当
(精皆勤手当、
通勤手当など)

慶弔休暇

健康診断に伴う
勤務免除

病気休職

教育訓練

etc…

▼解説動画あり



不合理な待遇差について、何も対策をしない場合、
裁判で違法と判断される可能性があります。

同一労働同一賃金

検索

「群馬働き方改革推進支援センター」が
お悩みの解決をサポートします！

▶ 裏面へ

働き方改革推進支援センター 利用してみませんか？



来所・電話相談

来所・電話によりご相談を承ります。

受付時間 平日9:00~17:00

群馬働き方改革推進支援センター

TEL 0120-486-450



企業等への訪問相談サービス

専門家が、会社又は事業主団体に対し、訪問もしくはオンラインでコンサルティングや相談対応を行います（無料）。



助成金の活用相談

キャリアアップ助成金や業務改善助成金等の活用による、非正社員の待遇改善の相談も承ります。

事業主団体が傘下の事業主の労働条件改善に取り組んだ場合の助成金（働き方改革推進支援助成金）もご案内できます。

社会保険労務士などの専門家が 相談に対応し、支援します

Step① 正社員と非正社員の間での待遇差の内容、理由の確認

Step② 待遇差が「不合理ではない」ことを説明できるか確認、整理

Step③ 待遇差の改善に向けた検討（状況に応じて助成金の活用をご案内）

⇒労働者の**納得性が高まり、生産性の向上**に寄与

以下の様な相談にも対応します

- ◎残業を減らしたい
- ◎建設業、自動車運転者、医師の時間外労働の上限規制（R6.4.1～）を知りたい
- ◎有給休暇の取得、管理方法を知りたい
- ◎テレワークを実施したい
- ◎人手不足に困っており、定着率を上げたい
- ◎最低賃金が毎年上がり、対応に困っている

キャリアアップ助成金とは

非正社員のキャリアアップを促進するため、「正社員化コース」や「賃金規定等改訂コース」等の複数のコースがあり、各企業に合わせたコースをご説明できます。

例：「賃金規定等改訂コース」

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改訂し、実際に賃金を引き上げた場合に助成します。

<助成額（労働者1人あたり）>

企業規模	賃金引上げ率	
	3%以上 5%未満	5%以上
中小企業	5万円	6万5,000円
大企業	3万3,000円	4万3,000円

業務改善助成金とは

中小企業が、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練）を行うとともに、**事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合**、その設備投資等に要した費用の一部を助成するものです。

助成対象となる措置の例

- ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ▶ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化
- ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
- ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮